

岩手県告示第608号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成25年8月9日の大雨により災害が発生した岩手郡雫石町の区域内において平成25年8月9日から救助を行うこととした。

平成25年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也